

産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和4年6月17日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前11時10分 散会

付託事件

議案第56号中別表中歳出中第6款及び第7款

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

① 議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）

② 議 第11号 水戸市納豆の消費拡大に関する条例

2 出席委員（7名）

委員長	飯田正美君	副委員長	後藤通子君
委員	小泉康二君	委員	渡辺政明君
委員	内藤丈男君	委員	五十嵐博君
委員	安藏栄君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（6名）

議長	須田浩和君	議員	田中真己君
議員	佐藤昭雄君	議員	綿引健君
議員	森正慶君	議員	松本勝久君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
産業経済部長	長谷川昌人君	産業経済部参事	川崎幹男君
産業経済部参事兼観光課長	小林一仁君	商工課長	楢崎芳明君
農政課長	後藤俊之君	農業環境整備課長	三村隆君
農産振興課長	永盛光郎君	公設地方卸売市場長	宮田正一君
消防局長	大内康弘君	消防次長	勝村俊則君
消防局参事	箕輪重美君	北消防署長	石田宏一君

南消防署長 猿田純夫君 消防総務課長 大信成人君

消防救助課長 高畠和巳君 救急課長 栗原政人君

農業委員会
事務局 横山英雄君 農業委員会
事務局次長 吉川正浩君

6 事務局職員出席者

書記 大内しおり君 書記 堀江良君

午前10時 0分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、河原井火災予防課長が忌引のため欠席との連絡がございましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、市長提出の議案第56号、議員提出の議第11号であります。

それでは、市長提出議案につきましては、一通りの質疑を行いましたので、これより御意見等を伺いながら採決を行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）について、御意見等がございましたらお願いします。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 議案第56号につきましては、賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

昨日の委員会でも質疑等がありましたけれども、この補助金につきましては、3つともそうなんですけれども、特に農業担い手緊急支援金につきましては、ホームページに加えて直接案内をするということで、その点心配ないと思うんですけれども、もう二つのほうはそういう形ではないので、ホームページとか「広報みと」を見ないと分からない方もいらっしゃるので、できれば組合とか関係者のほうから案内するのが一番ベストかなと思いますので、その辺の周知をきちんとしていただきたいということと、もう一つは、これも昨日ありましたけれども、いろんな補助金、手続をもう何度も重ねていますが、省略するというか、簡素化できるところはできるように。ただ、昨日もありましたように、不正があってはならないので、不正のないような形で、分かりやすく申請しやすいように工夫していただければと思いますので、それを要望しておきます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 私も議案第56号に賛成であります。

コロナが原因になっているわけなんですけれども、そのコロナのほうもある程度落ち着きが見えてきたのかなと。ちょっと振り返ると、去年も今頃からコロナが落ち着いてきて、だんだん感染者が少なくなってきて、冬に入るあたりから急にまた増えてきたというような、そういう状況なので、今後のコロナの推移とも関連してくるんですけれども、今コロナの感染が落ち着いているといっても、例えば今回の提案の中に入っていないかもしれませんが、飲食業とか、それに代わるような、同じような業界では、なかなか元に戻っていないと。真つすぐうちに帰っちゃうなんていうライフスタイルが定着しちゃったというような声をよく耳にしております。

したがいまして、コロナの今の段階から、コロナ後に向けて水戸市は、例えば産業経済部として、農業も含めてどんな形の取組をしていくべきなのか。ある程度先駆けていただきたいなど、そんな気がしております。やはりコロナが落ち着いたら考えようといったんでは、ほかと一緒になので、前もってコロナの収束に向かっているときに、そういう業界と連携しながら、何か新しいセルフプロモーション活動を始めるとか、そういうことにも気を配っていただければというようなことを意見として述べておきます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第56号について採決します。

採決の方法は、挙手によりお願いします。

議案第56号中別表中歳出中第6款及び第7款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議員提出の議第11号 水戸市納豆の消費拡大に関する条例を議題とします。

本件につきまして、提出議員より説明を願います。

渡辺委員。

○渡辺委員 それでは、議第11号 水戸市納豆の消費拡大に関する条例について、御説明申し上げたいと思います。

その前に、この条例がここに上程された経緯について、少しお話をさせていただきます。

私の場合は、提出者になっていて、提案者ではないんですけれども、この経緯を話しますと、今回提出者の中にも名前が漏れちゃっているんですけれども、提案者として、副委員長の後藤議員と、あと綿引議員さんが入っているというようなことなので、この提案者というのが全部で議長、副議長入れて6名で提案されたというようなことを事前に申し上げておきたいというふうに思います。

この議第11号なんですけれども、本会議、また、議案説明会で内容について朗読されたところでございますが、私が説明をする前に、朗読したほうがいいのかどうか、それを委員長にお諮りしたいと思います。

○飯田委員長 それでは、この水戸市納豆の消費拡大に関する条例について、渡辺委員のほうから朗読したほうがよろしいかお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

安藏委員。

○安藏委員 当委員会に付託されたということで、本会議、そして議案説明会で説明されておりますので、ここでの朗読はいいんじゃないかと思うんですけれども。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 では、朗読なしで、続けてお願いします。

○渡辺委員 それでは、朗読はもう2回していると、内容は知っているのですが、それではお話をさせていただ

きます。

これは提案者代表の公明党の森議員と重なるところもありますが、御了承願いたいというようなことで、これ、第1条から第7条までなっていて、目的というのが第1条に入っておりますが、これは逐条解説しますと、第1条はもっともっと水戸納豆の消費拡大を図ったり、産業の活性化のためにみんなで一生懸命市民と業者と行政が手を携えてやっていきたいと思います、そういうようなことが目的として位置づけされております。

第2条は、市は、それを受けての責務というようなことで、納豆が健康にいいとか、効果的な食品だよという中で、イソフラボンとか納豆菌、それががんを抑えるのには最高だというようなことが示されているんですけども、その辺のところは私も統計的には知らないんですけども、そんなこともありまして、全国的に納豆が健康の維持管理には最高だというような声も聞いております。

第3条は、事業者です。事業者というのは、納豆を製造する業者等を示していると思うんですけども、納豆業者、水戸納豆という名前で作っている業社が水戸には4社ほどあるそうで、水戸納豆自体が商標登録されているがごとく、全国に知れ渡っていると。ですから、水戸以外の納豆屋さんでも、水戸納豆という名前をつけて売っているというところもあるという中で、やっぱり本家本元の水戸納豆のよさをもっと知ってもらおうというような努力を事業者の方にはお願いしたいというようなことが位置づけされております。

第4条が、市民の協力というようなことで、納豆を食べて健康を維持しましょうというところだと思います。市民の協力が得られるように努力しましょうと。

第5条が、連携及び協力、市、先ほど申した事業者、また、市民が連携して、自分たちのまちの目印である水戸納豆をみんなで守って育てて次世代に残そうということです。

そして、第6条が大きな目的になっていると思うんです。市は納豆を活用した健康に増進する市民の関心及び理解を深めるとともに云々と、納豆の日を定めるということで、7月10日を納豆の日としましょうとしております。ただ、全国的には、7月10日、納豆の日を定めているということで、あちこちでやっているのは確かなんです。ですから、別に水戸だけが納豆の日を定めたということではないのかなというふうに思っておりますけれども、さらに印象を深くするために、市民に納豆の日と定めて、さらに水戸の納豆のよさをPRしていきましょうというようなことです。

第7条は、これは押しつけではありませんよと、この条例は。納豆を食わなくちゃだめだよ、嫌いな人に納豆を食えと言っているわけじゃなくて、納豆の嗜好、納豆、いろいろありますよね、茨城県内に。舟に入っている納豆とかいろんな納豆があるので、そういうものもあるので、水戸納豆を食べなさいというような強制ではなくて、その人の自由なだけけれども、もしできれば頭の中に少し水戸の納豆の存在とかそういうものを意識して取り組んでいただきたいというようなことで、納豆の日を7月10日に定めましょうというようなことでございます。最後が、個人の嗜好及び意思を尊重するように配慮するものとするというようなことになっております。

今回そういう提案者6名の皆さんで協議して、その結果、この条例を提案されたというようなことで、私も提出者として賛同の意で署名をしたというようなところでございますので、あとは委員長さんの采配をお願いしたいというふうに思います。

○飯田委員長 本案につきまして、質疑のある方はお願いいたします。

安藏委員。

○安藏委員 今、渡辺委員さんのほうから詳細な説明がありました。

私もこれ、賛成です。賛成ですけれども、何か一つ忘れていないんじゃないですかと思うのが、市民と業者。納豆って、大本の大豆を作る生産者がいないと納豆はできないんだよね。だから、要はその辺のところの文言というか、一緒に生産者があって、納豆業者があって、消費者がありますよという、本当の意味での地産地消、そういうことを含めて、水戸納豆のストーリー性といいますかね、水戸でできた小粒大豆を水戸市で作って、水戸市の方でなくて、全国で食べてもらうという、基本的なことが抜けていて、事業者というところの中に、これは小粒納豆の生産者が入ってもいいんじゃないかなという意識があります。それが1点目です。

それで、新聞やインターネットで水戸市の納豆条例がこんなにも大きく取り上げられてもらったんだと思って、本当にうれしく思っているんです。要は消費量日本一の話で以前から私、この委員会でも何回か話させてもらったんですが、福島市、山形市、そして今、水戸市は3位ということで、秋田市、富山市という順番になっているらしいんですけれども、条例のどこかに、水戸は納豆の産地ということで、今までずっと水戸のブランドでやってきたので、日本一を目指すというようなことが入ってもいいんじゃないかと思うんですよ。せつかく条例を作るんで、そのことをちょっと提案者にお願いして考えを聞ければありがたいです。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 別にいいものを作りたいというようなことの御意見なので、いろいろあると思うんですよ。私なんかよく読ませてもらって、よくできているなどは思っているんですけれども、今、安藏委員が言ったように、事業者の中に生産者が入っているのか、入っていないのか、その確認がまず一つありますよね。事業者とお話をしていたと、また、役所の担当も含めてそういうお話をしていたというので、その辺のところの解決策と、あとはもし水戸の納豆を食べてくれと、食べましょうというようなものですよと言っているのは、まさしく地産地消の地消に値しているのかなと思っているんですけれども、文言が納豆だけなんだよね、それだと全国納豆の日ですよ。だから例えば、7月10日は水戸納豆の日とか、水戸が何で入っていないのかなと、それは不思議に思っていて、水戸の納豆というようなことを売り出して意識を高めていきたいならば、例えば7月10日は納豆の日じゃなくて、「水戸納豆の日」ですよと私は感じたりしているんですけれども、要はこの文案で上程してしまっているのだから、内容が変更とかなった場合、これを委員長さん、どういうふうに取り計らうんだか、それをまずお聞かせください。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 今、渡辺委員から説明いただきました。

先ほどの地産地消の部分を含めて、できればということで、私もちょっとした修正案を用意してもらったんですけれども、委員長の計らいで委員さんにそれを配っていいか悪いか諮ってもらえればありがたいです。

○飯田委員長 今、渡辺委員についても、安藏委員についても、条例の修正的な中身の話をされているんですが、修正案の発言につきましては、水戸市議会会議規則第92条におきまして、その案をあらかじめ委員

長に提出することが規定されています。口頭での申出の場合には、修正を求める意見として取り扱うこととなりますので、御承知おき願いたいと思うんですが。

渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、修正した場合、もう一回本会議にかけるんだよね、内容が変わるから。だからそのところを、意見書についても、例えばAという意見書が議運で出ますよ。その意見書を、この文言を取ってくれば賛同できるんですとかということを議運でやりますよね。それと全く一緒なんで、提案者と安藏委員とで修正をお願いする、議長、副議長も入っていたようなので、そこでちょっと話し合いをして、文言を整理したものを出したほうがいいんじゃないですか。

○飯田委員長 まず委員会で、例えば修正案提案者から私のほうに、修正案をあらかじめ出してもらいたいというのがあるんですね。その修正案が出れば、この委員会の中で諮って、それが通れば、本会議にだんだん上がっていくんですけども、まずはここで。

○渡辺委員 提案者の考えとか意見とかと修正する人が話し合いをするということが、そこで両方が納得したら、今度は早いですよ、上に上がるというのは。

○飯田委員長 もう既に委員会に付託されておりますので、まずはここでやらなくちゃならないので。

○渡辺委員 それは付託されたのは前の内容であって、修正したものではないでしょうよ。だから前もって話し合いしてほしいんだよ。

○安藏委員 いやいや、先ほど私が提案というか発言をして、渡辺委員さんから意見をもらって、それについて修正案の案文ができたので、委員さんに諮ってもらって、出していいですかという流れなんですよ。それでこのことは、本会議から常任委員会に付託されているんだよ。それは当然委員会の中の委員長報告の中でという話だと思うんです、私は。そういうふうに捉えているものですから、この案文を本当は前に委員長に出すのもおかしいと思って、委員さんにお諮りして、出してもいいですかということを今委員長さんをお願いした。

○渡辺委員 いずれにしても、手続だけを瑕疵がないようにやっていっていただきたいなど。私は最初出た議案として出てきているので、それについて私のほうは提出者の一人なんだけれども、提案としての内容的なものは、事前にいろいろ協議したりした、そういう場になかったのであれだったんですけども。ただ、スタートラインですから、今後これを例えばこういうふうにして、これについては今後条例改正なども含めて変えていく機会、チャンスもあるというようなことも踏まえて、まずは提案者の方とそれをじっくり話し合いをして、それで納得したやつを出してもらったほうが、これから先は採決までは早いのかなというような気がしますが。

○飯田委員長 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時50分 再開

○飯田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

議第11号に対し、安藏委員から修正案が提出されましたので、事務局より配付させます。

[資料配付]

○飯田委員長 修正案と議第11号をあわせて議題といたします。

この際、修正案提出者の説明を求めます。

安藏委員。

○安藏委員 修正案を提出させていただきました。一通りの説明をさせていただきます。

議第11号 水戸市納豆の消費拡大に関する条例の一部を次のとおり修正したいということで、第1条中「納豆の積極的な消費拡大を図ることで、」の次に、「原料となる大豆の地産地消を推進するとともに、」を加えればどうかということでございます。

次に、第2条に次の1項を加えるということで、市は、本市内において納豆の原料となる大豆を生産する者（以下「市内生産者」という。）の育成に努めるものとする。

次に、第3条に次の1項を加える。

事業者は、市内生産者と連携し、本市産の大豆の地産地消の推進に努めるものとする。

第7条を削り、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条として、第3条の次に次の1条を加える。

市内生産者の役割として、第4条、市内生産者は、さらなる品質の向上及び生産の振興に努めるものとする。

2、市内生産者は、事業者と連携し、本市産の大豆の地産地消の推進に努めるものとする。

以上でございます。

○飯田委員長 それでは、質疑のある方は発言を願います。

渡辺委員。

○渡辺委員 今、修正を見せていただきました。その前の論議を聞いていますと、安藏委員さんの言うことももっともだなというふうに私も感じております。

修正のほうなただけけれども、どちらかという生産のほうに傾き過ぎちゃっていて、条例のテーマである消費拡大、要は納豆をいかに多く食べてもらうかということとちょっと離れていってしまうような、そういう雰囲気もなきにしもあらずのかなというふうに感じております。

したがって、今回の条例については、水戸市の、また議会としての納豆に対する考え方をまとめて、方向性を出したというようなことでありますので、今後この条例を基に、私の考えはですよ、個人的には、安藏委員さんのお話になっているような条例を基に、生産者の方とか執行部としっかり話合いをしていってはどうなのかなと。また、具体的な提案をするような機会を持って、条例がよりどころになってくるというふうに私は感じております。

そして、今後もしここで修正すると、事業者、また、生産者にはそういう話はしていないと思うので、生産者組合ともこういうことで条例化しますよというようなこととお話する、これは責任があるような気がいたしますので、その辺も踏まえながら考えると、私は取りあえず今回そういう若い議員たちの提案者がこの条例化を進めるためにスタートを切ったというようなことでございますので、できれば前の内容で御了解をいただいて、そして安藏委員さんが言っているのはもっともなので、そういうものを今度どんな形で具体

化していくかというようなほうに入っただけならばというふうに思います。これが私の意見でございます。

○飯田委員長 ほかにどうぞ。

内藤委員。

○内藤委員 私も今、安藏委員の提出してきたのを読ませてもらったんですけども、確かに安藏委員が言っていることは、地元、地産者の安定、ごもつともだなと私も本当に思います。ただし、最初に挙げてきた方には入っていないわけだね。というのは、恐らく先ほどから今来ている議長さんからの話もちよっと耳にしたんですけども、これで通しちゃうと、恐らく最初に原案で挙げてきた方とのトラブルになるんじゃないかなと思って。

だから今、渡辺委員が言うように、できるのであれば、最初の案で通していただいて、その後こういう話を生産者と煮詰めていって、それは後でやったほうが良いような気がする。議長さんの話も聞いていると、何となく名前一つ変えるのにも駄目だよというような意思を持ってやってきているから、これだけのものに変えると、地元となると、私はそれに賛成なんだけれども、やはり提出者にすれば、恐らく何か不満が出てくるんじゃないかなと思っています。ですから、よく調べてやらないと、最初に出てきたやつで通すなら簡単だけれども、議会のほうで、委員会で賛成となると、それで通っちゃうんだから。ただし、安藏委員の言っていることも一理あるので、こういうことも提案者の方に踏まえてもらわないと。ですから、それをどんなふうを持っていくか、今ここで皆さんで検討して、そしてどうするか。これ、変えたやつであれば、通しちゃうと、恐らく提出者等と何かトラブルが起きるような気がする。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 渡辺委員、内藤委員と同じなんですけれども、本当に安藏委員の思いというか、本当にすごいものを感じます。ただ、今回の条例につきましては、先ほど来ありますように、提案者が6名、そして提出者11名の方々は、今の内容で提出していると思うんですね。ですから、ここまで大きく変わってしまうというのは、ちょっと難しいかと思しますので、原案のほうで賛成したいと思います。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 私としまして、提出者のほうに署名をさせていただいておりますし、本条例に関しましては、本当に大賛成の立場でございます。しかしながら、今、条例のほうの修正案も安藏委員のほうから出されて、今、見比べさせていただいてはいるんですけども、確かに安藏委員のおっしゃるとおり、生産者の部分というのは、より良質な、そして地元の大豆を基に、地元だけで大豆で賄えるわけじゃないので、制限をつけるわけではないんだと思うんですけども、より生産者振興というのも含めると、またそこでの地産地消というのは、元来、本市の施策としてもうたっているところでもあるというふうにも思いますので、そこに対して私も全く同様の思いがございます。

それと同時に、先ほど来、委員の皆様がおっしゃられている部分で、今回のこの条例を議員提出で出させていただく中では、提案者となっただけの皆様方も、その事業者の皆様ですとか関係各位等、大変なお時間を費やしながらつくっていただいたものだというふうにも思っておりますし、まさに今この夕

イミングでつくることによって、今度迎える7月10日が初めての納豆の日ということになるんだというふうにも思っております。

一つ思いますのは、非常に難しい状況だなというのが正直で、ただ、皆さんが多分賛成なのは間違いないんだと思うんですね。もう誰もがこれは賛成の話であって、なおかつ委員会としても満場一致で全員賛成で、本会議にまた戻していくというのが一番望ましいんだろうというふうに思うので。

僕がちょっと思いますのは、これは皆さんに諮っていただきたいんですけども、もう一度暫時休憩をしていただいて、実際につくられた方々を含めて、安藏委員の思いももちろんあるでしょうから、そこで協議して、折衷案じゃないですけども、もともとの条例で通すにしても、例えばあわせて水戸市の今後の施策として、地産地消の部分での大豆生産者の振興の話を一別建てで考えるとかがですね、いろいろそういう形が取れないのかなというふうに思うんですけども、逆にここで決めちゃいますか。決めちゃったほうがいいですか。

〔「ますます複雑になって本会議に出せないもん」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員 もちろん返すんですけども、まだ正直時間全然あるわけですから、なんかそういう丁寧な議論というのがあってもよろしいのかなというふうにちょっと思っております。強行で採決するような案件でもないと思うので、ここはきちんと条例を、大切な条例になるんだと思いますので、委員長にそれは諮らせていただきたいと思います。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 私は丁寧な議論も大事だと思いますよ、確かに。ただ、この条例の内容を見て、細かい、例えば具体的な話とか何かするような条例じゃないですよ、これ。読めば分かりますよ。この条例は何かということをもまず考えていただきたい。提案者の方、恐らく水戸市が一步遅れていると。ほかはもう納豆の日を制定しているのに、何で地元の水戸がそういうものをやっていないんだというのが、そもそもみんなの考えのスタートだと俺は思いますよ。そして、こういうような形の条例化については、事業者と話し合いをしながら、ここまでたどり着いてきたわけですから。

私は先ほど言っているように、まずはこれを全会一致で認めて、そしてこの条例を基に具体的な、農業行政もそうです、商工行政も関わりあるでしょう、観光行政もあるでしょう、そういうものをこの条例を基に具体化していく、事業を展開する、セルフプロモーション活動をしていくと、まずはそのスタート地点に立つための、私は今回の議案であるというふうに見ておりますので、いたずらに論議したら、ますます個別の話とか、あそこがどうなったとか、ここの生産者の意見はどうなんだとかという話になっていって、ますます深みにはまる可能性があるように思います。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 私としましては、感情的な話でも何でもなくて、きちんと議論を積み重ねて条例を出すと。また、安藏委員が言われている話も、委員の皆様もそれぞれ多分に御理解をいただいている部分なんだというふうに思いますので、そういった部分はきちんと修正として反映させるのか、どうなのかというのは、丁寧にいきたいというのが自分の思いではありますので、どうなのでしょう。もう採決にいきますか。

○飯田委員長 小泉委員から、もう少し丁寧という話はあるんですが。

○渡辺委員 議論するんだったら何時間でもしてもいいよ、俺は。

○飯田委員長 先に進めさせてもらってよろしいでしょうか。

○渡辺委員 先に進めてもらわないと、議事進行してもらわないと、期待している事業者なんか失礼に当たるよ、何やっているんだと。こんな大事なものについての話が何だか滞ったり、いろいろ意見が出ているというような話になると、俺としてはちょっと申し訳ないなという気持ちだね。

○飯田委員長 それでは、先に進めさせていただきたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、議第11号に対する質疑は終わらせていただきます。

それでは、議第11号及びこれに対する修正案について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

渡辺委員。

○渡辺委員 先ほど申しましたように、この修正案は非常に生産者の立場に立った大事な修正案だと思います。したがって、先ほど申しましたように、条例化したら、この原案の中にも生産者という言葉が入っているんですよ、生産というのは。ですから、条例が制定されたら、それに基づいて安藏委員さんのこのような今の考えをもっと積極的に行政、または生産者と話し合いの機会を持ちながら進めるべきだというふうに思っておりますので、意見としては、修正案をないがしろにするんじゃなくて、尊重してやっていきたいと思います。というようなことを申し上げたいと思います。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 いろいろ議論ができてよかったなと思っています。

そもそも論は、大本が何だの話を私が言ったわけで、大本の話を忘れてやると、私全然難しい話をしているつもりはない。今、生産者の話があったと書いてあるけれども、納豆の生産というのは、納豆業者がつくる生産であって、その大本は何だというのが一切書いていないんですよ。だから私、提案させてもらったんです。

私は冒頭言いましたように、水戸市納豆の消費拡大に関する条例は大賛成です。なので、それが前提で話しているんですよ。それで、この条例がもう少しよくなるためには、本会議でこの常任委員会に付託を受けたものですから、私はこの席で議論をしてもらって、私の意見も少し通ればいいなと思ったんですけども、ちょっと今回は無理だということで、修正案を別に本当は用意してあったんです。だけれどもこの時点で終わったので、私はこの条例には賛成をします。ただ、その前に、本会議で袴塚委員さんが発言されたことに対する執行部の答弁がありますので、そのことも含めて、これからの地産地消の話をぜひ真剣に考えていただきたいということを申し上げて、私は賛成ですよ、全然問題ない。ただ、その部分だけをよく考えて、これからの市政運営を進めていただきたい。余計なことを言いました。すみませんでした。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議第11号及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、議第11号に対する修正案について、採決を行います。本修正案について、賛成の方は挙手を願ひ

ます。

[賛成者挙手]

○飯田委員長 挙手少数であります。

よって、議第11号に対する修正案は否決されました。

次に、改めて原案について採決いたします。

議第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○飯田委員長 挙手多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案第56号及び議第11号についての審査は全て終了しました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題とします。

本件については、お手元に配付しました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思います、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当委員会の行政視察についてでございます。

本件につきましては、お手元に配付してあります行政視察(案)のとおり、令和4年7月12日火曜日から14日木曜日までの3日間で、札幌市及び帯広市への視察を実施してまいりたいと思っております、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、詳しい日程につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思っております、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の産業消防委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時10分 散会